

平成 28 事務年度 金融行政方針

平成 28 年 10 月

金融庁



具体的重点施策

1. 活力ある資本市場と安定的な資産形成の実現

活力ある資本市場と安定的な資産形成の実現に向けて、以下の取組みを進めていく。

【家計に対する取組み】

(1) 少額からの長期・積立・分散投資の促進のための NISA の改善・普及

国民の間に少額からの積立・分散投資による資産形成を広く普及させるため、現行の NISA よりも年間投資額を少額としつつ、非課税投資期間をより長期とする「積立 NISA」の実現をはじめ、NISA の改善・普及に向けた取組みを進める。

(2) 投資初心者を主な対象とした実践的な投資教育の促進と情報提供

家計自らが投資に必要な適切な判断を行うことができるよう、特に投資初心者を中心に、実践的な投資教育を様々な方法・チャネルを通じて推進していく。

このため、外部有識者の知見を借りながら、投資初心者をはじめとする家計向けの実践的な投資教材を作成し、活用の促進を図る。また、家計による資産形成の有力なツールである投資信託等について、投資家が個々の商品を比較・検討し、良質な商品を選択することが容易になるよう、商品比較情報等を判り易く提供するウェブサイトの構築等を検討する。

(3) ETF 等の投資商品の提供

少額からの積立・分散投資を促進する上で、本来、上場投資信託(ETF)は有用な金融商品であるが、現状では、個人投資家のみならず機関投資家の利用も十分ではなく、流動性の乏しい銘柄も少なからず存在するほか、積立投資の場合、購入の都度販売手数料が発生する等の課題があり十分に活用されていないとの指摘がある。これらを踏まえ、金融審議会において、家計の安定的な資産形成に資するよう、ETF を巡る課題とその改善策について検討する。

【金融機関等に対する取組み】

(4) 金融機関等による「顧客本位の業務運営」(フィデューシャリー・デューティー)の確立と定着

家計の安定的な資産形成を促進するためには、資金提供者と資金調達者との間に立つて金融商品の販売、助言、商品開発、資産管理、運用等を行う金融機関等の側におい